

# 家事審判法九条一項乙類に掲げる事項につき他の家庭に 関する事項と併せて申し立てられた調停が成立しない場 合における審判への移行の有無と法的救済

三浦 毅

最高裁第三小法廷平成三三年七月二七日決定（平成三三年（ウ）第五三一号審判期日を指定しないことに対する抗告却下決定に對する特別抗告事件）家月六四卷二号一〇四頁、裁時一五三七号二九七頁、判時二一三〇号三頁、判タ一三五七号八五頁―抗告棄却

【要旨】家事審判法九条一項乙類に掲げる事項につき、他の家庭に関する事項と併せて調停が申し立てられた場合であつても、調停が成立しないときは、申立人が審判への移行を求める意思を有していないなど特段の事情がない限り、その事件名にかかわらず、同項乙類に掲げる事項は審判に移行する。

【事実の概要】元妻であるX（本件調停申立人、原告人、特別抗告申立人）は、協議離婚の後、弁護士を代理人として、元夫Y（本件調停相手方、被告原告人、特別抗告相手方）に対し、東京家庭裁判所立川支部に調停事件の申立てを行った。「家事調停申立書」には、事件名として「離婚後の紛争調整」と記載され、「申立ての趣旨」欄には、「1相手方は申立人に対し、夫婦協力財産の二分の一に相当する財産を引き渡すこと。2相手方は申立人に対し、慰謝料として金五〇〇万円を支払うこと。3相手方は申立人及び長男A、長女Bの身のまわり品を引き渡すこと。引渡不能の場合は、新規購入代金相当額を支払うこと。

4 申立人と相手方との間の年金分割のための情報通知書記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を〇・五と定める。との調停を求める。」と記され、収入印紙一二〇〇円分が貼付されていた。また、Xは、前記申立てと共に、Yを相手方として、長男A及び長女Bに係る各養育費の支払を求める調停の申立てを行った。両手続は、同時に進行し、いずれも調停不成立となったが、養育費の支払を求める調停事件については調停不成立と同時に、審判期日の指定がされた。Xは、本件調停事件に係る申立ての内容のうち、財産分与及び年金分割に係る各部分はいずれも家事審判法九条一項乙類に掲げる事項であり、調停事件が不成立により終了したことによって当然に審判手続に移行したものであるとして、その審判期日の指定を求める旨を記載した「審判期日指定申立書」を提出した。これに対し、同支部の家事審判官は、弁護士宛てに、本件調停事件については、離婚後の紛争について調整を求めるものであって、家事審判法九条一項乙類に掲げる事件には該当せず、その調停不成立によって事件は終了し、審判手続には移行していないから、その審判期日を指定することはできない旨等を記した書面を作成交付し、代理人弁護士はこれを受領した。Xは、これを不服として即時抗告を申し立てた（東京高等裁判所平成二二年

(ワ)第二二八八号)。原決定は、財産分与又は年金分割に係る部分につき審判手続に移行したと見る余地があるとしながらも、(1)仮に、審判手続に移行しているとしても、審判事件における当事者には期日指定申立権がないと解されるうえ、(2)前記回答書は、その体裁及び内容からして、代理人弁護士宛てに作成交付した連絡文書にとどまるものであることが明らかであって、その作成交付をもって原告人の「審判期日指定の申立てに対する却下審判」とみることができないとして、抗告を不適法却下した。これに対し、Xは、右(1)及び(2)の判断が裁判を受ける権利を保障した憲法三二条に違反する旨を主張して、特別抗告を申し立てたのが本件である。

【決定理由】「民事事件について特別抗告をすることが許されるのは、民訴法三三六条一項所定の場合に限られるところ、本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違反を主張するものであって、同項に規定する事由に該当しない。

なお、原告人が東京家庭裁判所立川支部に申し立てた調停事件（平成二一年(ワ)第二二三八号）のうち財産分与及び年金分割を求める部分は、家事審判法九条一項乙類に掲げる事項に該当し、又は同事項とみなされるのであって、同事項に該当しな

家事審判法九条一項乙類に掲げる事項につき他の家庭に関する事項と併せて申し立てられた調停が成立しない場合における審判への移行の有無と法的救済（三浦）

い他の家庭に関する事項と併せて調停の申立てがされた場合であっても、抗告人が調停不成立のときに審判への移行を求める意思を有していないなど特段の事情がない限り、その事件名にかかわらず、家事審判法二六条一項に基づいて審判に移行するものと解される（この場合に、申立ての手数料に不足があるときは、これを追加して納付することを要する。）。」

裁判官全員一致の意見で、抗告棄却（大谷剛彦、那須弘平、田原睦夫、岡部喜代子、寺田逸郎）。

【参照条文】家事審判法二六条一項

【分析】

#### 一 はじめに

(1) 家庭裁判所における手続教示

家庭裁判所には、実定法上の明文規定はないが受付事務の円滑な処理に寄与することを目的として、家事手続案内という重要な業務がある。これは、「家事相談」という名称で家庭裁判所発足当初から行われてきた業務の一つであり、利用者のニーズにに応じて必要な情報を提供する家庭裁判所の重要な機能の一つである。その業務の基本的な流れとして、まず、相談当事者が利用者のニーズを把握し、家庭裁判所の手続を利用の可否及

び具体的な手続の選択についての判断を行うことになる（家事事件の振り分け）。次に、該当する手続の種類及び概要を説明した上で申立意思の確認を行い、最終的に、利用者が希望する解決内容に適した手続について説明することになる。利用者は、こうした情報を基礎として、自らの意思で手続を選択し、その手続を開始するための申立書を作成して家庭裁判所に提出することになる。家庭裁判所は、申立書を受け付けると、まず、その形式的要件、申立要件を調査し、申立内容に不備がある場合には、任意の補正を促し、場合によっては、民訴法一三七条に基づく補正命令を促す場合もある。こうして申立書が正式に受理できる状態になると、受付分配通達に従い、審判事件などとして立件されることになる。

(2) 問題の所在

本件は、①財産分与、②慰謝料、③子供の所持品の引渡し、④年金分割の四つを申立の趣旨とする家事調停申立書が、東京家庭裁判所立川支部（原々審）に提出され、その申立書には離婚後の紛争調整の調停申立書と表記され、印紙欄には一二〇〇円の収入印紙が貼用されていたため、一般調停事件（家事審判法一七条）として受理された事例である。そして、「申立ての趣旨」に掲げられた①財産分与と④年金分割の部分について

は、法律上、乙類審判事項（家事審判法九条一項乙類五号、厚生年金保険法七八条の二第三項、国家公務員共済組合法九三条の五第三項、私立学校教職員共済法二五条、地方公務員等共済組合法一〇五条三項）に該当し、その調停事件が不成立によって終了すると、家事審判法二六条一項に基づき審判手続へと移行し、調停の申立ての時に審判の申立てがあったものとみなされることになる。一般に、不成立により当然に審判手続に移行するのは、本件のように当事者の申立てによって開始した乙類調停事件に限られ、その調停事件が審判事件から職権で調停に付される場合には（家事審判法一一條）、不成立によって調停事件が終了するのであって、この場合には審判事件は残っているから、そこへの移行は必要でないことになる。

ここで問題となるのは、審判手続への移行の対象となる乙類調停事件かどうかをどのような基準に基づき判断するかである。結論から言えば、原々審及び原審においては、立件された事件名を基準としているのに対し（形式説）、最高裁第三小法廷は、その事件名にとらわれず、申立内容の実質で判断すべきことを示唆している（実質説）。この実質説に従えば、①と④の一般調停事件が不成立によって終了したとしても、それら、審判事件への移行の対象になるのに対し、原審及び原々審

が採用する立場に従えば、「離婚後の紛争調整に関する調停事件」という事件名という形式的基準に依拠する結果、当該事件は不成立の時点で終了することになる。

そして、このいずれの基準を採用するかによって、新たな審判の申立権（手続関与の機会）の喪失という当事者にとっては重大な権利侵害となる可能性が生じることになる。実体法上、①及び④の両申立てについては、その申立期間が離婚後二年以内と制限されているため（①につき民法七六八条二項、④につき厚生年金保険法七八条の二第一項、国家公務員共済組合法九三条の五第一項、私立学校教職員共済法二五条、地方公務員等共済組合法一〇五条一項）、家事審判法二六条一項に基づく審判手続への移行が認められない場合で、既にその申立期限を経過しているという状況もあり得るのであって、そうした場合には、手続への関与が奪われるという重大な権利侵害を当事者に及ぼしてしまうことになる。本件の場合も、改めて財産分与の審判の申立てをすることができないという事情があったものと推測される。

そこで、こうした重大な権利侵害を回避するために、申立人の手続選択における意思形成において裁判所がどの程度関与すべきか、換言すれば、適正な裁判の実現のために、必要な情報

家事審判法九条一項乙類に掲げる事項につき他の家庭に関する事項と併せて申し立てられた調停が成立しない場合における審判への移行の有無と法的救済（三浦）

を提供する配慮行為を怠った裁判所の違法性を当事者の救済のためにどのように捉えるのかといった問題が提起される。更には、このような不利益を受けた当事者をどのように救済するかが重要な問題となる。

## 二 家事審判法二六条一項の趣旨について

### (1) 本来的趣旨

原々審に申し立てられた離婚後の紛争調整に関する調停事件には、前述のとおり、請求の趣旨に二つの乙類審判事項が含まれている。実務上一般に、乙類審判事項は、一般調停事件に付随して申し立てられることが多く、この場合には当該事項を独立して立件せず、これらが分離された場合に初めて乙類審判事項として立件されることになる。そして、乙類事項についてのみ合意が成立せず、審判手続に移行する場合には、件数に応じた手数料が追徴されることになる。こうした実態の背景には、審判事件への移行に伴う家事審判官の負担軽減という政策的配慮があるものと推測される。

ところで、この乙類審判事項の一つである財産分与の申立てについては、前述のとおり、離婚（婚姻取消）の日から二年以内に行なわなければならないと規定されている（民法七六八条二項、

七四九条）。そして、この期間は除斥期間であり延長はできない。もっとも、乙類審判事件は調停手続での解決になじむものとしてその活用が期待されていることから、審判申立に先だつて調停の申立てをすることが可能であるため（家事審判法一七条）、調停事件として手続が開始されても、調停による解決を期待できないまま放置されるようなケースでは、新たな審判事件を申し立てる際に、既にその申立期間を徒過しており、手続への関与が奪われるという危険性が非常に高い。そこで、こうした権利侵害を受ける可能性のある当事者を救済する目的から家事審判法二六条一項が規定されているのである。このような趣旨に鑑み、同項の対象となる乙類調停事件か否かの判断については、事件名に従うものではなく、申立内容の実質で判断すべきである<sup>(9)</sup>と考える。

### (2) 本決定の立場

最高裁第三小法廷による本決定もまた、理由中において、原告人が調停不成立のときに審判への移行を求める意思を有していないなど特段の事情がない限り、その事件名にかかわらず、家事審判法二六条一項に掲げる事項は審判に移行するものと判示しており、移行の対象となる乙類調停事件か否かについては、その申立内容の実質にその判断基準を置くことを示唆

したものと推測される。他方、原審（東京高等裁判所）においては、家事調停申立書の事件名に「離婚後の紛争調整」と明示されていること、その手数料として調停の申立て一件分である一二〇〇円分の印紙が貼付されていた事実を捉え、また、その「申立の趣旨」欄に、種々の事項が列記され、それらの事項の中に財産分与又は年金分割に関わるとみられるもの（乙類審判事項）が含まれていたとしても、一件の離婚後の紛争調整の調停の申立てが適法にされたものとみざるを得ないとしており、移行の対象となる乙類調停事件かどうかについては、事件名という形式的基準を採用しているものと考えられる。ただし、「本件調停事件に係る調停手続の過程において、原告人が、乙類審判事項である財産分与又は年金分割に係る部分につき、調停不成立時における審判手続への移行を求める意向を明らかにしていたなどの事情が認められるとすれば、当該部分は前記の調停不成立時において当然に審判手続に移行したものと解する余地がある」として、実質的考慮をも付加している。すなわち、原則的には事件名によるとする形式的基準を採用しながらも、結論的には、その後の当該調停事件の経過をも踏まえた実質的考慮による修正を加えている。

(3) 裁量権の不行使について

原審が即時抗告を不適法却下した直接的理由について、「仮に、前記①財産分与又は④年金分割に係る部分が審判手続に移行しているとしても、審判事件における当事者には期日指定申立権がないと解される」こと、また、審判期日申立書に対して原々審が作成交付した回答書については、「その体裁及び内容からして、本件調停事件が調停不成立により終了しており審判手続には移行していない旨等を説明するために代理人弁護士宛てに作成交付された連絡文書にとどまるものであることが明らかであつて、その作成交付をもって原告人の審判期日指定の申立てに対する却下審判とみることはできない」ことが示されている。

確かに、家事審判手続は、職権探知主義を基本原則として採用し、その審理方式は一律ではなく家事審判官の裁量に委ねられることになるから、仮に審判手続への移行が認められる場合にも、審判期日の指定の是非に関しては裁判官の裁量に委ねられるのであるから、当事者に申立権はないとすることは理解できる。<sup>(4)</sup>しかし、一で問題提起したとおり、審判手続への関与を奪われる当事者の不利益を、単に当事者側の審判手続への意向を明示しなかった自己責任の問題として処理してよいのである

家事審判法九条一項乙類に掲げる事項につき他の家庭に関する事項と併せて申し立てられた調停が成立しない場合における審判への移行の有無と法的救済（三浦）

うか。また、申立段階における事前の手續説明、或いは申立後の調停手續の過程における審判移行の意向確認を行わなかった裁判所の不配慮を、単なる裁量権の不行使と結論づけてよいのであろうか。むしろ、これを裁量権の逸脱であり違法な状態と捉えることは考えられないのであろうか。家事審判法二六条一項は、乙類審判事項が調停手續による解決になじみやすいとの政策的判断から間接的に調停手續を促しているが、他方で、申立期限に伴う手續関与の機会の喪失という当事者の不利益を救済する目的から審判手續への移行を規定しているのであり、換言すれば、当事者の適時における適正な裁判の実現を保障する趣旨に他ならないのであるから、こうした不配慮による重大な権利侵害が予測される場合には、その不行使は違法性の問題として捉えるべきである。

### 三 審判へ移行しない措置に対する即時抗告権の有無について

#### (1) 判例の立場

現行法上、審判手續に移行しない措置に対する当事者の救済手段をどのように講ずべきであろうか。家事審判法には同二六条一項に基づく審判手續への移行を認めない措置に対する即時

抗告権を認める明文規定はなく、通説及び圧倒的多数の裁判例はこのような場合に即時抗告権の類推適用を認めないとしている。<sup>5)</sup>これに対し、これを積極的に解する裁判例がある。遺産分割の終了後に、認知された相続人が価額請求（民法九一〇条）を申立の趣旨として名古屋家庭裁判所に調停を申し立てたところ、その遺産分割等調停事件が不成立となり、即日家事審判事件として立件されたが、その三日後には、当該申立の内容が訴訟事項であることを理由に、「本件調停の不成立により終了した」との審判をした（昭和五〇年(家)第三三三三三号）。これに対し、即時抗告が申し立てられ（名古屋高等裁判所昭和五十一年(ワ)第一三八号）、抗告審において、原審判が家事審判法九条一項乙類に含まれることを主張する原告人の審判申立を却下する実質を有するものであり、加えて家事審判規則一一一条に、遺産分割の申立ての却下審判に対して即時抗告権が認められていることから、即時抗告権の類推適用を認め、本件抗告は適法と判示した平成五一年一月一二日決定（判時八一八号六二頁）がある。

また、養育費の請求を趣旨とする乙類調停の申立て（家審法九条一項乙類四号）が受理され、その不成立後に審判手續へ移行したが、家庭裁判所調査官の調査結果から申立内容の実質が

損害賠償請求（訴訟事項）であることが判明したため、これを却下した原決定（徳島家裁平成七年家第一〇〇一号）に対し即時抗告が申し立てられたところ（高松高等裁判所平成八年（ワ）第二三三号）、抗告審が原決定を取り消し、調停が成立しないものとして終了したことを宣言した平成八年八月一日決定（家月四九卷二号一五〇頁）がある。前記名古屋高裁の決定例と同様に、申立の趣旨の内容は別として、形式上、乙類調停事件として審理が進められてきた経過から、明確な形式の下における事件の終結が適切である旨の判断による措置と考えられる。

いずれの事例も、申立の趣旨の内容が訴訟事項であることから、手続面における明確な形式による終了を意図したものであり、結果的に、家事審判規則が即時抗告できると明定する場合（家事審判法一四条）以外にも即時抗告権の類推適用が認められるとする立場にたっている。

因みに、平成二二年五月二五日に公布された家事事件手続法には、二七二条四項に、家事審判法二六一条一項と同旨の規定が置かれている。ただし、現行法と同様に、審判手続への移行しない措置に対する即時抗告の申立てに関する明文規定は置かれていない。

## (2) 私見

裁判所における不配慮を手続法規違反と捉えることを前提として、抗告権の対象となる権利侵害には手続法上の違背、瑕疵のみならず実体法上の権利侵害との因果関係を必要とする立場もあるが、私はむしろ、手続法に内在する手続的正義を実質的正義の側面ないし必要条件と位置づけるべきと考えるのであって、<sup>(8)</sup> そのように解すること、当然に抗告権の対象となる権利侵害になるから、明文なき即時抗告権を認めることの二つの判例の立場を首肯したい。

仮に、審判手続に移行しない措置に対する即時抗告が認められないとしても、その救済方法については、現行家事審判法の解釈上、民事訴訟法の準再審規定が準用され（家事審判法七条、非訟事件手続法二五条、民事訴訟法三四九条）、調停が成立しないものとして終了を宣言する決定については終局的裁判の性質を有する決定又は命令であると解されることから、再審の申立ては可能である。因みに、家事事件手続法においては、一〇三条に再審の規定が明文化されており、その対象は事件を完結するものに限定している。<sup>(9)</sup>



家事審判法九条一項乙類に掲げる事項につき他の家庭に関する事項と併せて申し立てられた調停が成立しない場合における審判への移行の有無と法的救済（三浦）

#### 四 特別抗告における救済方法について<sup>(1)</sup>

(1) 本決定の効果

抗告人は、対象となる却下審判を欠いているために、審判期日指定の申立てを不適法として却下した原決定を不服として、憲法三二条違反を理由に特別抗告を申し立てたが、最高裁は単なる法令違反を主張するものであるとして棄却した。もっとも、決定理由中、傍論として家事審判法二六条一項の「第九条第一項乙類に規定する審判事件について調停が成立しない場合」の解釈基準について、「同事項に該当しない他の家庭に関する事項と併せて調停の申立てがされた場合であっても、抗告人が調停不成立のときに審判への移行を求める意思を有していないなど特段の事情がない限り、その事件名にかかわらず、家事審判法二六条一項に基づいて審判に移行するものと解される」とその立場を示している。この傍論部分の効果については、判例のような拘束力を持つものではないが、将来の判例を予測する材料であり、将来他の事件を裁判する際にはそれ自体判例となるか少なくとも判例を生み出すといった効力を有するものと解されている。従って、こうした傍論の効果が本決定に認められるとすれば、不成立により終了した一般調停事件は、不足手数料分の追納により乙類審判事件として存続することに

なり、しかも財産分与の申立期間制限の問題も解消されるのであるから、最高裁が棄却したにもかかわらず結論的には抗告人は救済される結果になる。

(2) 特別破棄の可能性について

審判手続への移行を認めない措置による関係人への手続保障侵害の重大性に鑑みれば、結果として同じであれ、むしろ、特別破棄により、実質的に審理を行った原々審（東京家裁立川支部）に差し戻す措置を講じることも考えられなかったであろうか。

現行民訴法上、特別抗告及びこれに関する手続には、その性質に反しない限り、特別上告の規定が準用され（三三六条三項、三二七条一項・二項）、上告に関し法令違反についての職権破棄を定める三二五条二項（特別破棄）もまた、その適用の対象となる。従って、本件における手続法違反がその違法性の程度において重大であり、かつ判決内容との因果関係においても「判決に影響を及ぼす明らかな場合」に該当するときは当然に特別破棄の対象になると解される。

そこで、原々審における不適法な措置が「判決に影響を及ぼす明らかな場合」に該るのかどうか問題となる。まず、期間制限に係る乙類事項について、その事件名（一般調停事件）を

基準として審判手続への移行を認めないとした点について、最高裁が示した傍論の内容（実質説）に従えば、明らかに法令違反となる。

また、学説上、争訟性の強い乙類審判事件に関しては、手続に関与する者に対して、意見陳述のための審問の機会（審問請求権）、攻撃防禦方法の提出としての主張や証拠申出をする機会（狭義の弁論権）などが当然に保障されるべきであると見る見解が大勢である。この点、原々審においては、調停手続の段階で審判移行への意向確認を怠り、その結果、一般調停事件として手続を終了させ、その結果として、原告人においては申立権の喪失、或いは審判手続への関与権が奪われるという重大な違法状態を生じさせており、これは当事者権の保障の根幹を揺るがす状況に他ならないのであって、終局内容との関係からも、正に「判決に影響を及ぼす明らかな場合」に該当するのではないだろうか。そして、このような重大な権利侵害を及ぼす裁判所の不配慮を、裁量権の不行使として看過することはできないのであって、むしろ、裁量権の逸脱と捉えるべきである。

### (3) 私見

私は、審判手続へ移行しなかった措置、加えてそれを回避すべき立場にありながらそれを怠った裁判所の不配慮による違法

な結果を審尋請求権の機能保障違反（法令違反）として捉えた<sup>(4)</sup>。もつとも、限られた司法資源の中で、最高裁のように実質説を採用することによる審判移行の結果、家庭裁判所の裁判官の負担過重の問題が生じってしまうという懸念は無視できないが、だからといって、当事者権の根幹を揺るがす違法な状態を黙認することはできないのであって、むしろ、こうした状況における最高裁の当事者救済機能を強化することを目的として、民訴法三二五条二項に基づく特別破棄の対象とすべきであり、そして、配慮を怠った原々審（東京家裁立川支部）へ差し戻すべきである。

### (4) まとめ

思うに、最高裁が、本事例において、結果として同一であるにもかかわらず、特別破棄を行わなかった背景には、最高裁の負担過重を原因とする独自機能確保の要請を考慮したものと推察される<sup>(4)</sup>。

当事者権ないし手続保障を憲法上の保障の問題と解する立場からは、このような裁判所の不配慮は「手続的正義」の観念を根拠とする適正裁判の要請に反し、また、争訟状態における当事者に意見表明の機会を奪う結果、当事者の手続主体性を否定し、その人格権を侵害するに等しい違法状態に他ならないので

家事審判法九条一項乙類に掲げる事項につき他の家庭に関する事項と併せて申し立てられた調停が成立しない場合における審判への移行の有無と法的救済（三浦）

あるから、手続基本権違反（憲法違反）の可能性をも否定できない。これに従えば、民訴法三二五条一項、三二二条一項に基づく破棄差戻しの対象にもなりえる状況と解される。

## 注

- (1) 裁判所職員総合研修所監修『家事手続案内の研究』（司法協会、二〇〇八年）一頁～二〇頁参照。
- (2) 一般調停事件に乙類事項が付随して申し立てられている場合、乙類事項についてのみ合意が成立せず、法第二六条によって審判に移行したときは、あらたな審判事件として立件し、件数に応じて手数料を追徴する。裁判所書記官研修所実務研究報告書『記録を中心とした家事乙類審判事件の研究』（法曹会、一九六四年）一三、一四頁参照。裁判所職員総合研修所監修『家事審判法実務講義案（六訂再訂版）』（司法協会、二〇〇九年）五三頁、五四頁参照。なお、以下で本講義案を引用するときは、「講義案」と略す。
- (3) 斎藤秀夫・菊池信男編『注解家事審判法【改訂】』（青林書院、一九九二年）六一五、六一六頁〔岡垣學〕、八三三頁～八四一頁〔石田敏明〕。
- (4) 佐上善和『家事審判法』（信山社、二〇〇七年）一八六、一八七頁、
- (5) 「講義案」前掲注(2)八七頁参照。
- (6) 斎藤秀夫・菊池信男編・前掲注(3)六一五、六一六頁〔岡垣學〕参照。こうした通説及び圧倒的多数の判例の立場に對し、家事審判法一四条の規定が即時抗告に関する規定の類推適用を排斥するものではないとする見解として、山木戸克己『家事審判法（法律学全集）』（有斐閣、一九五八年）五一頁。
- (7) 金子修編著『問一答家事事件手続法』（商事法務、二〇一二年）二三七頁。
- (8) 伊東乾・三井哲夫編『注解非訟事件手続法【改訂】』（青林書院、一九九五年）二六四、二六五頁〔豊泉貴太郎〕参照。
- (9) 田中成明『現代法理論』（有斐閣、一九九〇年）一六四、一六五頁参照。
- (10) 最大決昭和三〇年七月二〇日民集九卷九号一一三九頁参照。
- (11) 金子修編著・前掲注(6)二六六頁～二六八頁。
- (12) 松本博之「判批」民商法雑誌第一四三卷六号（二〇一一年）七二五頁以下参照。越山和広・速報判例解説vol.8一七七頁～一八〇頁参照。
- (13) 高木積夫「家事審判に対する即時抗告」岡垣學・野田愛子編『講座・実務家事審判法1』（日本評論社、一九八九年）二三一頁以下（二二六頁）、梶村太市『実務講座家事事件法』（日本加除出版、二〇一〇年）五四、五五頁参照。

- (13) 拙稿「非訟事件手続における審尋請求権法理の実定化に関する考察」(一)(二)(三・完)「法政論集第二四二号(二〇一一年)二二三頁、第二四三号(二〇一二年)四七頁、本号(二〇一二年)五五頁以下を参照されたい。
- (14) 加波真一「判批」民商法雑誌第一四五卷三号(二〇一一年)三二九頁以下参照。